

保険薬局の皆さまへ

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和6年7月12日付保医発0712第1号）より、「別表Ⅰ 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」に示された「レセプト電算処理システム用コード」を用いて、特記すべき事項を記載するとあります。

下記については、記載の不備が多く見受けられますので、該当レセプトをご請求の際、再度ご確認いただきますようお願いいたします。

1 「介護保険にて居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定する場合」

- ・①訪問指導年月日と②当該請求月の月末時点の要支援度若しくは要介護度の双方を記載する。

調剤行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	
介護保険に相当するサービスを行った場合に、当該患者が要介護者又は要支援者である場合	居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費により訪問指導を行った日を記載すること。	850190271	訪問指導年月日（居宅療養管理指導費等）； （元号）y y “年” mm “月” d d “日”	①
		820101294	要支援 1	②
	要支援度及び要介護度（月末時点）を選択し、記載すること。	820101295	要支援 2	
		820101296	要介護 1	
		820101297	要介護 2	
		820101298	要介護 3	
		820101299	要介護 4	
		820101300	要介護 5	

2 「自家製剤加算」

(1) 処方欄の記載内容からは加算理由が不明のとき

- ・算定理由が明確となるように記載することとあり、算定に至った経緯とともに、医薬品に施した内容についても記載する。

【記載例】

算定理由（自家製剤加算）：嚥下困難のため、医師の指示に基づき粉砕

※「粉砕」「分割」など、医薬品に施した内容の記載をお願いいたします。

(2) 医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合

- ・①調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名と②確保できなかったやむを得ない事情の双方を記載する。

調剤行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	
自家製剤加算	（自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき） 算定理由が明確となるように記載すること。	830100438	算定理由（自家製剤加算）；*****	①
	（医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合） 調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を記載すること。	830100908	調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名 （自家製剤加算）；*****	
	（医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合） 調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。	820101255	調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情（自家製剤加算）；医薬品の供給上の問題	②
		830100909	調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情（自家製剤加算）；その他；*****	